

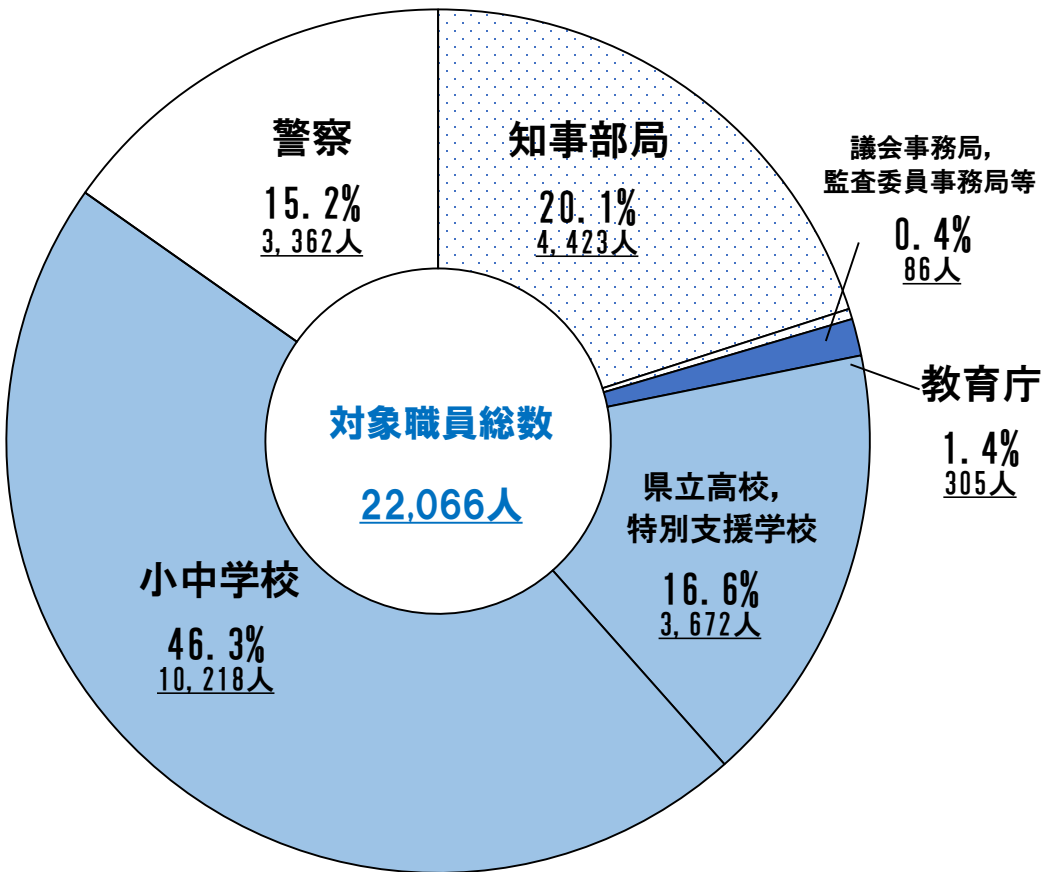
本年の給与勧告及び 人事管理・公務運営に係る報告 のポイント

給与勧告のポイント

1 給与勧告の対象となる職員

人事委員会の給与勧告の対象となる職員は、給与条例の適用を受ける一般職の職員です。

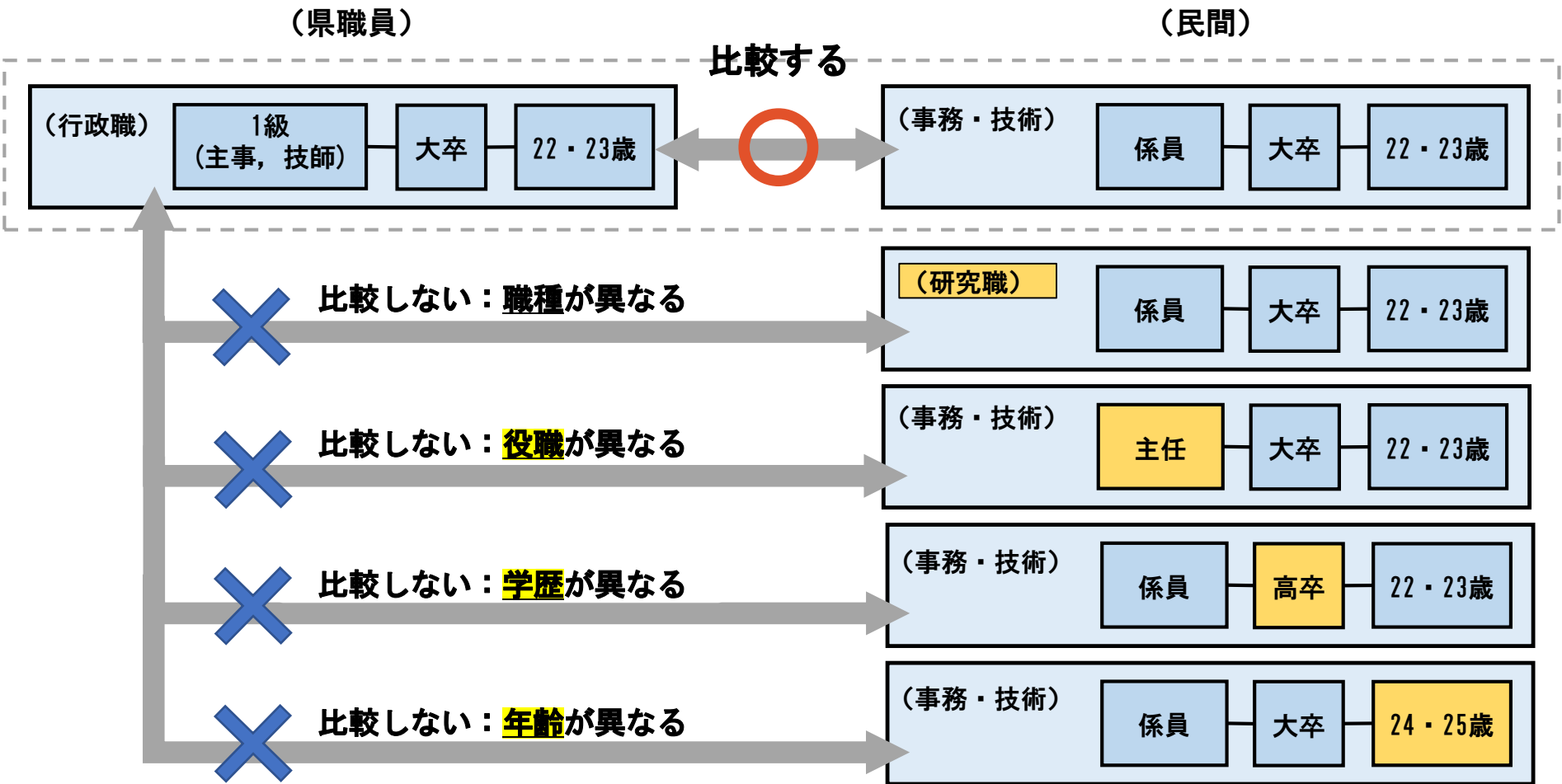
※ 企業職員，現業職員，特別職の職員及び会計年度任用職員，暫定再任用職員等は含まない。



給与勧告のポイント

2 県職員給与と民間給与との比較方法

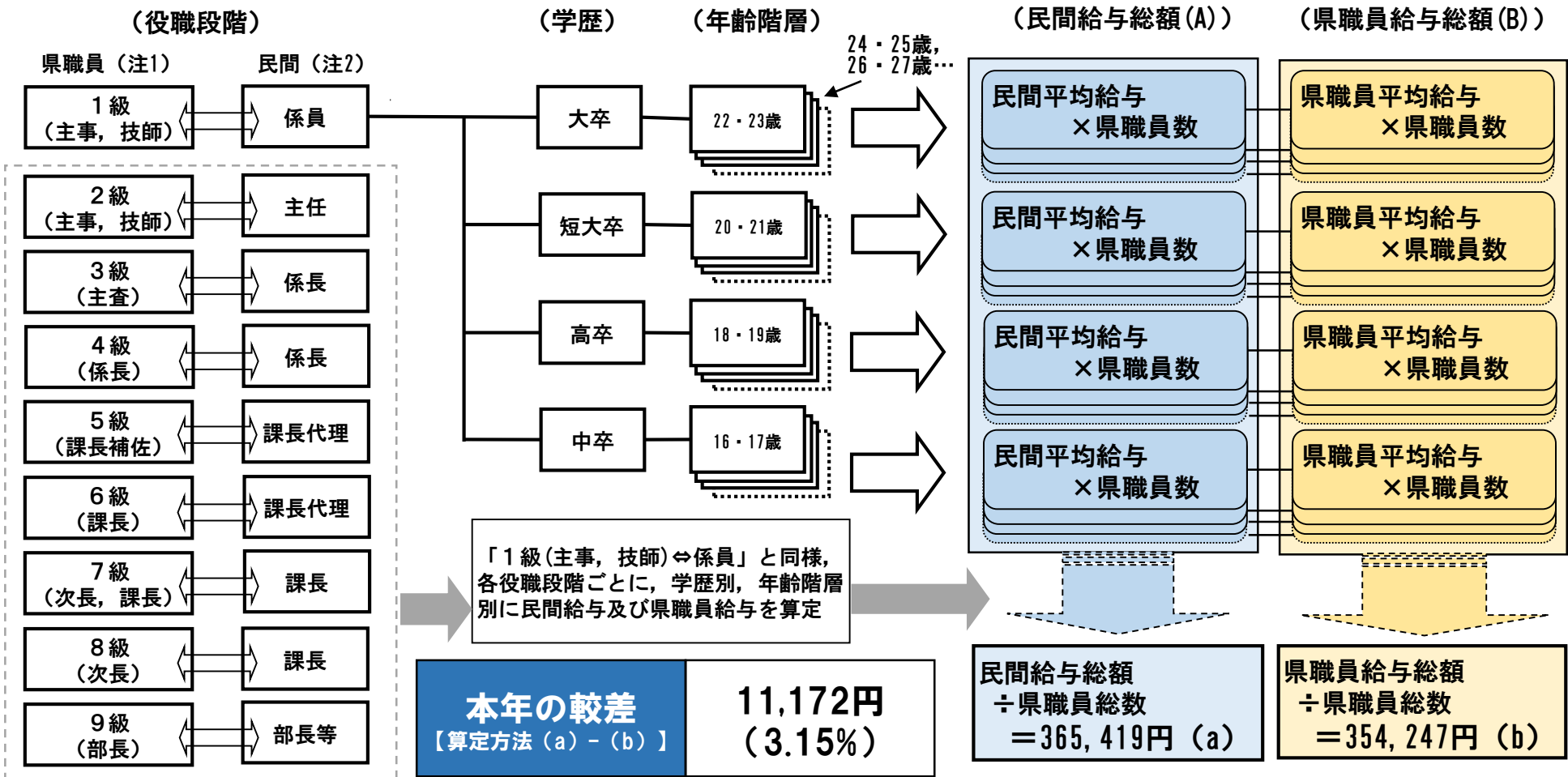
職種，役職，学歴，年齢が同等の県職員と民間従業員の平均給与を比較します。



給与報告のポイント

3 県職員給与と民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

役職段階、学歴、年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた給与総額（A）、（B）を算出し、これを県職員数で除した平均給与額（a）、（b）の水準を比較しています。



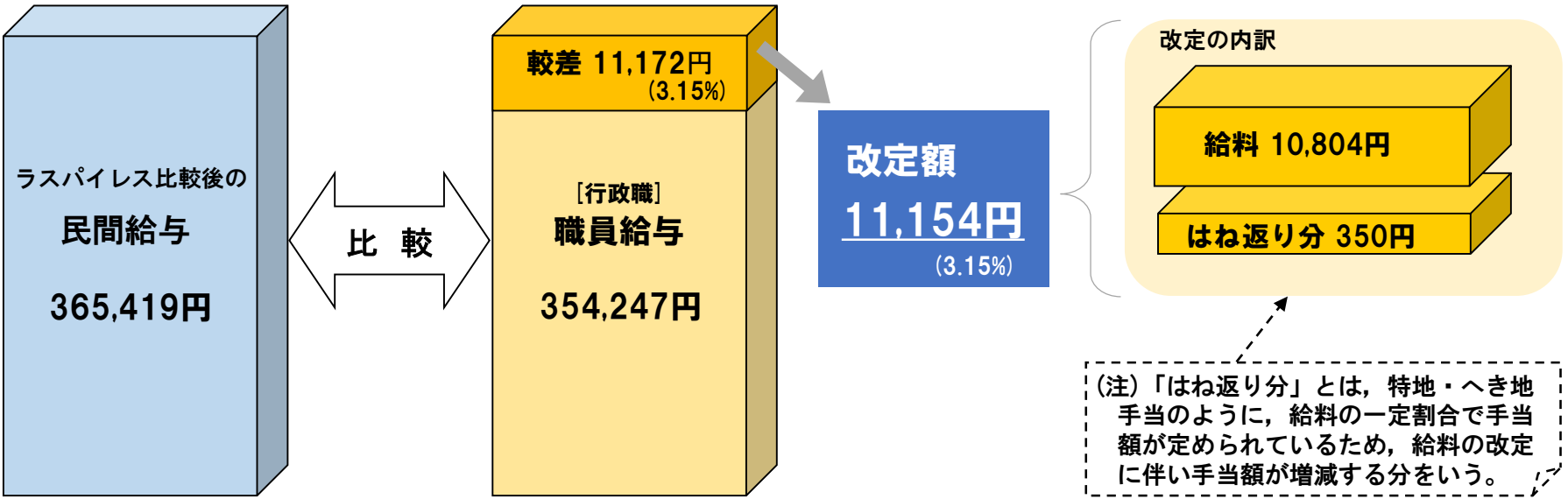
(注1) 行政職で、カッコ書きは各級における職の例 (注2) 事務・技術で、企業規模500人以上の事業所の場合

給与勧告のポイント

4 民間給与との較差（公民較差）に基づく給与改定

月例給

本年の民間給与との較差 11,172円（3.15%）を踏まえ、行政職給料表については、人事院勧告の内容に準じた上で、各号給の額に一定の率（100分の100.51）を乗じ、その他の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改定



特別給（ボーナス）

- ・ 民間の支給割合（4.58月分）を踏まえ、職員の現行の支給月数（4.50月）を0.10月引き上げ、4.60月に改定
- ・ 引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分（本年度は12月の期末手当及び勤勉手当を引上げ）

実施時期

令和6年4月1日（ただし、特別給の引上げは、令和6年12月1日）

給与勧告のポイント

5 最近の給与勧告の状況（行政職関係）

区分	月例給		特別給		勧告による 平均年間給与の増減	
	改定額	改定率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成3年	11,657 円	3.77 %	5.45 月	0.10 月	—	—
令和元年	387 円	0.11 %	4.50 月	0.05 月	24 千円	0.40 %
令和2年	—	—	4.45 月	▲0.05 月	▲18 千円	▲0.31 %
令和3年	—	—	4.30 月	▲0.15 月	▲54 千円	▲0.92 %
令和4年	895 円	0.25 %	4.40 月	0.10 月	49 千円	0.85 %
令和5年	3,613 円	1.02 %	4.50 月	0.10 月	94 千円	1.63 %
令和6年	11,154 円	3.15 %	4.60 月	0.10 月	221 千円	3.79 %

・月例給の改定額が10,000円を超えるのは平成3年以来33年ぶり

6 最近の給与水準（行政職関係）

区分	平均年齢	平均年間給与 〔改定後〕	ラスパイレス指数 〔給料の月額 国=100〕 (総務省発表)
令和元年	43.7 歳	5,990 千円	96.2
令和2年	43.3 歳	5,928 千円	96.2
令和3年	43.2 歳	5,833 千円	96.2
令和4年	42.9 歳	5,843 千円	96.3
令和5年	42.5 歳	5,877 千円	96.2
令和6年	42.2 歳	6,058 千円	今後公表予定

・ 行政職の平均年間給与は約22万円増（平均年齢42.2歳，平均経験年数20.6年）

給与制度のアップデートのポイント

基本的考え方

人材の確保や組織パフォーマンスの向上、ワークスタイルやライフスタイル多様化などの課題に対応するため、国に準じて、給料表の構造や扶養手当・通勤手当などの諸手当を、社会と公務の変化に応じた内容に見直すもの。

給料表の構造の見直し等

- ✓ 初任給・若年層の水準を大幅引上げ
[初任給 大卒：221,100円（+24,400円），高卒：189,000円（+21,900円）]
- ✓ 若手や中堅優秀者の早期昇格時や民間人材の採用時の給与を改善
[係長級以降の初号近辺の号給カットによる昇格メリットの拡大]
- ✓ 職責をより重視した給与水準と昇給制度
[職責に応じた給与の水準を見直すとともに、成績優秀者は昇給が可能な制度]

諸手当の見直し（主なもの）

- ✓ 扶養手当 配偶者に係る手当は本県の実情等を考慮し段階的に廃止，子に係る手当を13,000円に増額（+3,000千円）
- ✓ 地域手当 支給率を市町村単位から都道府県単位での設定とし，級地区分及び支給割合を見直し
- ✓ 通勤手当 支給限度額を月15万円に引上げ，支給限度額の範囲内で特急料金も全額支給
- ✓ 再任用職員の手当拡大 住居手当，特地勤務手当等を新たに支給

実施時期

令和7年4月1日（給料表の初任給・若年層の水準引上げは，令和6年4月に先行実施）

✓ 公務が魅力ある職場として選ばれるための勤務環境の整備

公務組織を支える人材を安定的に確保するため、長時間労働の是正、ハラスメントの防止などに重点的に取り組み、公務が魅力ある職場として選ばれるようになることが重要

